

子ども関連TOPICS ①

なぜ、今、少年法「改正」なのか

黒岩 哲彦 (弁護士)

政府は、この通常国会に少年法「改正」法案を提出し、今国会で成立させる方針です。法案の柱は、①いわゆる触法少年・ぐ犯少年について警察の調査権限を与える、②14歳未満の少年について、少年院に送致できるようにする、③保護観察に付された少年が遵守事項を守らなかった場合は少年院に送致できるようにする、④国選付添人制度を導入する、というものです。これに対して、日本弁護士連合会（日弁連）は、3月17日に、④については賛成するが、①②③については反対するとの意見を明らかにしました（詳しくは日弁連ホームページをご覧ください<http://www.nichibenren.or.jp/>）。

少年非行の悪化？—「治安悪化」は神話ではないか

そもそも、少年非行の現状をどのようにみることが問われています

政府は、今回の少年法「改正」について、①少年刑法犯が人口比で増加している、②凶悪犯が高水準で推移している、③いわゆる触法少年による凶悪重大事件が発生しているという「少年非行悪化」論、「少年非行凶悪化」論を根拠にしています。たしかに、長崎や佐世保などの14歳未満の少年の事件などが社会的に注目をされ、多くの人が心を痛めており、政府の主張はもったな主張であるかのようにも思われるかもしれませんが。

しかし、このような「少年非行悪化」論、「少年非行凶悪化」論、あるいは「治安悪化」論は神話でしかないのではな

いかと注目すべき研究が、犯罪社会学や教育社会学の立場から発表されています。龍谷大学法学部教授の浜井浩一さんは、2003年4月まで法務省に勤務され、『犯罪白書』の執筆をしたり、横浜刑務所の主席矯正処遇官を務められました。浜井さんは、『日本の治安悪化神話はいかに作られたか—治安悪化の実態と背景要因(モラル・パニックを超えて—)』（『犯罪社会学研究』第29号、2004年）や『「治安悪化」と刑事政策の転換』（『世界』2005年3月号）を発表されています。この論文を是非ともお読み頂きたいのですが、浜井さんは、犯罪統計の分析から、治安は悪化しているとは言えないこと、また、非行の低年齢化もしているとは言えないことを科学的に分析され、「治安悪化」の意識が国民に広まったのはマスコミ報道のあり方が大きいことを主張されています。また、教育社会学の立場からの研究では、東大の広田照幸さんの『教育不信と教育依存の時代』（紀伊国屋書店）も是非ともお読み頂きたい文献です。

14歳未満の少年事件やぐ犯少年の事件に警察に権限を与えることについて

今回の「改正」法案の、最も重要な内容は、触法少年とぐ犯少年の事件への警察の権限の付与です。触法少年とは14歳未満で刑事法令に触れる行為をした少年です。14歳未満の少年は一般的に肉体的・精神的に未成熟ですから、刑事責任がないと刑法でされています。触法少年の事件は犯罪では

NEWSLETTER No.79 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① なぜ、今、少年法「改正」なのか /1
- ② 兵庫県川西市子どもの人権オンブズパーソンの
意義と課題について /2
- ③ 川崎市子ども会議、川崎市長に提言書を提出 /3

- ④ 韓国の人権教育研究学校における人権教育の現状 /5
- ⑤ 男子自立援助ホーム～カリヨンとびらの家～開設 /6

子どもの権利条約 A to Z /7

お知らせ /8

ないので、現在は、警察は捜査を行うことができません。児童相談所への通告のための準備としての調査ができるに止まるとされています。また、ぐ犯少年とは、犯罪に結びつくような問題行動はあるが犯罪に至らない少年です。犯罪ではないのですから、警察に捜査権限はないのです。

ところが、今回の少年法「改正」案は、触法少年の事件に警察の調査権限、特に矯正処分をする権限を与えようというのです。また、ぐ犯少年にも警察の調査権限を認めようというのです。これは、福祉の分野に警察が乗り込むものですが、警察が事件の調査を急ぐあまり、少年の未熟さ、被暗示性、迎合性に考慮しないで、強引な取り調べや誘導的な取調べを行う等、子どもの人権を侵害することが強く危惧されます。

児童相談所の充実こそ大事

児童相談所の現場からは、多数の虐待事件の子どもの救済に追われていて、触法少年の事件などへの対応が困難である

との率直な声が聞こえています。たしかに、児童相談所が困難を抱えていることは事実だと思われます。しかし、警察へ依存するのではなく、児童相談所が適切な事実調査を含めた対応ができるように、児童福祉士や心理判定員の増員、専任部署、対策班の設置など、条件整備を行うことが何よりも大切ではないでしょうか。

自由な社会のために

「治安の悪化」と理由として、各地で監視カメラの設置や、各地の自治体での生活安全条例の制定など、監視社会化が進行しています。今回の少年法「改正」は、14歳未満の少年への警察の権限を強めようというもので、監視社会化の流れの中にある動きです。

今回の少年法「改正」問題は、わたしたちが、自由な社会をめざすのか、監視社会をめざすのかも問われているのだと思います。

子ども関連TOPICS ②

兵庫県川西市 子どもの人権オンブズパーソン の意義と課題について

横井 真 (川西市子どもの人権オンブズパーソン・チーフ相談員)

はじめに

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関です。1999年に全国では初めて条例で設置されました。その後、同制度がひとつのモデルとなって川崎市、埼玉県、多治見市、岐阜県岐南町などの自治体で条例による子どもの救済機関がつくられました。また、昨年の国連・子どもの権利委員会第2回日本報告審査においては、委員から川西市の制度が高い評価を受けています。

1. 子どもの権利条約総合研究所による子どもオンブズパーソン制度の調査報告

先月、川西市内で市民等を対象に第6年次報告会が開催され、昨年のオンブズパーソンによる活動と制度運営についての報告が行われました。また、続いて子どもの権利条約総合研究所より、昨年川西市で実施した子どもオンブズパーソン制度の意義や課題についての調査報告がありました。これは、オンブズパーソン関係者、教職員、行政関係者、市民、子どもたち等を対象にアンケートや聞き取り調査を行い分析したものです。研究機関による第三者的評価であり、川西で今後どのような活動がより効果的なのかを私たちが検討するうえで、貴重な分析が行われていました。以下、調査結果の概要と私の所感について簡潔に述べたいと思います。

2. 子どもオンブズパーソン制度の意義や役割、効果

オンブズパーソン制度は、子どもの権利条約にもとづいて活動する公的第三者機関です。私たちは、これまでの活動実績をもとに、次の三つの役割と効果を報告しています。

- (1) 第三者の立場から子どもの視点に立ち、子どものエンパワメントを支援。
- (2) 関係機関と連携して、子どもの人権案件の解決にあたる（子どもの代弁をしたり、調査を実施したり、またその結果によっては、関係機関に勧告や意見表明ができる）。
- (3) 子どもの救済と安心のまちづくりへの貢献。

今回の同研究所の調査結果からも、上記の3点は、川西に住む子どもや親・市民に強く期待されるものであることがわかりました。

「親や先生以外（子どもにとって直接利害関係のない人）がじっくり聴いてくれるということを実感できる機会は、疎外されていると感じている子どもにとって大きな存在」という市民からの声など、多くの人が子どもたちにとっての存在意義を高く評価しています。

また、オンブズパーソン制度の必要性を、「個々の子どもが抱える問題の解決などを具体的に支援する点」や「親や教職員などおとなの相談や支援をする点」に最も感じていることがわかりました。そして、「子どもにとって何か本当に大

切か」という視点から、子どもをとりまく人間関係のポジティブな関係のつくりなおしの支援や市の機関（行政や学校など）への制度改善など提言を、公的第三者機関ゆえに可能で重要な機能であると理解されているようです。

さらに、公的第三者機関が存在すること自体で、子どもや市民が安心できる点も評価されており、自治体独自の子育ち・子育てにかかわるセーフティネットの一環としても捉え始められています。

3. 子どもの「語り」から見えるオンブズパーソン制度の意義

さらに同研究所は、「権利救済を受けた当事者である子どもは、この制度をどのように捉えているのだろうか」という問いについて、オンブズパーソン制度を実際に利用した子どもの「語り」から分析しています。

その結果、次のことを指摘しています。「第1に、子どもは気持ちを聴き、秘密を守ってくれる人間との対話のなかから問題解決に向かおうとする子どものパワーが生まれる。第2に、子どもは自分が問題解決の主人公であると実感できたときに、子どもの権利回復はより積極的にすすむ。第3に、権利回復が成立するのは、法制度の枠組みのなかで支援活動が実施されることにより、子どもたちの私事的・個人的な問題が社会的・公的な子ども支援の課題へと持っていける。」

4. オンブズパーソン制度に対する課題と提言

特に学校との関係について、「子どもにとっての解決策と

学校にとっての解決策のズレがあること、とくに中学校現場の評価が相対的に低いことなどが見えてきた」と現状分析をしています。そのズレを解決する糸口として、オンブズパーソン制度が学校にとってどのような意味を持っているのか共有していくこと、そして、相談・調査活動においてオンブズパーソンがどのような問題解決のあり方やプロセスを経るのかを、学校教職員と共有すること、が提言として挙げられていました。

5. 調査報告を受けての所感

オンブズパーソンに寄せられる相談、たとえばいじめや体罰、虐待などの問題は、子どもが置かれた関係ゆえに権利侵害の実態が見えにくいものです。ゆえに、傷ついて自己否定感や基本的な人間関係の不信感を強く持つ子どもにとっては、何よりも安心して容易に相談でき、さらに、子どもが問題を解決する主体になっていくよう支援していくことが重要です。今回の同研究所による報告からも、子どもの救済において、あらためて子ども固有のオンブズパーソン制度の設置が必要ことがわかりました。

さいごに、子どもオンブズパーソン制度は、相談を受けて助言するだけではなく、行政告発型を目指しているのでもなく、単なる苦情処理でもありません。より一層制度の理解を図っていくためには、実際のケースワークや広報・啓発活動で、オンブズパーソンの相談・救済の全体像をわかりやすく提示していく工夫が期待されていると言えます。

子ども関連TOPICS ③

川崎市子ども会議、川崎市長に提言書を提出

～子どもの意見を行政にとどける～

川崎市子ども会議・川崎市子ども会議提言部会一同（子ども）

私たちは、提言書を市長さんに提出するために一生懸命がんばってきました。

この1年間、たくさん子どもたちと交流し、意見交換をするために、夏休みには合宿を、12月には「かわさき子ども集会」を企画し開催しました。12月の集会では、いくつかのグループに分かれ、普段私達が思っていることや考えていること、感じたことなどを話し合いました。その後、それぞれのグループから出た意見を全体で話し合いました。その時に、いくつかの子ども会議や子ども関係団体からも意見をいただきました。

私たちは、いただいた意見を「川崎の子どもたち、みんなの意見と言えるもの」「問題を解決するためには、市長さんに提言することが一番よい方法だと言えるもの」という2つの視点を大切に、4つの提言にまとめ、提出します。

1. 相談機関について

子どもの相談窓口をもっと広く知らせてほしいです。

例えば、独立したホームページ等を作る。現在のホームページは相談窓口を探すのが大変です。メールや掲示板等で相談できるシステムを作る。その時は秘密を守るために、合言葉やパスワードを設置してほしいです。

相談カードやプリントが子どもたちに配られていますが、以下のような理由で見なかったり、相談しなかったりする子どもがいます。

- ・面倒くさい、字が多い。
- ・難しそう。
- ・身近には感じられない。

- ・相談してもどうなるか分からない。
- ・見ず知らずの人に相談する勇気がない。

2. 遊び・遊ぶ場所（公園）について

衛生環境を整備してほしいです。

ゴミ箱にふたをつけてほしいです。

なぜなら、犬や猫、カラスなどがゴミを食い散らかすことがある、という意見が出たからです。

公衆トイレをきちんと管理してほしいです。

なぜなら、公衆トイレが汚い、公衆トイレの異臭がひどいので消臭剤を置いてほしい、流れない、という意見が出ました。私たちも気をつけて使うので管理もきちんとしてほしいです。

地域の人と交流を図るためにイベントなどを企画してほしいです。

なぜなら、土曜日の休みに、地域で交流ができるようにしてほしい（わくわくプラザとは別に）、学校週5日制で土曜日が休みになったので、子ども同士が交流できる機会をつくってほしい（イベント等）、という意見が出たからです。

ボール遊びができるようにしてほしいです。

なぜなら、公園では小さな子どももいて危険なためボール遊びが禁止されているので、心置きなくボール遊びができる公園がほしい、という意見が出たからです。また、地域やその公園の事情にもよりますが、可能ならば管理事務所などを設けてボールの貸し出しをしてもらえるようにしてほしいという意見がでたからです。

3. バリアフリーについて

誰もが暮らしやすいように、利用しやすいように、川崎市内のバリアフリー化を進めてください。

川崎市では平成9年に「川崎市福祉のまちづくり条例」を作っていることを知りました。お年寄りや障害者にとって安心して暮らせるまちを目指す川崎市はすばらしいと思います。

しかし、今の川崎市ではまだまだバリアフリーが進んでいると思えません。例として、私たちはJR津田山駅、夢パーク周辺をよく利用しますが、お年寄りや子どもがたくさん利用するところなのに、道の段差も多く、歩道のタイル張りはとても歩きにくいです。駅にはエレベーターもエスカレーターもありません。周辺を走るバスもありません。

車椅子やベビーカーの人は、道の段差があると、とても不便なので道の段差を無くして欲しいです。車椅子やベビーカーのタイヤ、杖が入ってしまうので、どぶの穴にプラスチックのふた等をはめてください。歩道のタイル張りはでこぼこしていて、車椅子のタイヤがはまってしまったり、つまずいたり、とても歩きにくいので、でこぼこを無くしてください。

4. 先生について

採用試験や研修、研究授業の時に子どもを前にして模擬授業をしたり、いじめやカウンセラーの講習等を定期的にしっかりと受けてもらったりして、もっと先生としての意識を向上させて欲しいです。

なぜなら、以下のような先生がいるという意見が出たからです。

- ・自分の非を認めなかったり、感情が先行してしまっている先生がいる。
- ・いじめを見つけても、見て見ぬ振りをしている先生がいる。
- ・食事マナー等で子どもの見本として、ふさわしくない先生がいる。
- ・授業を疎かにして、関係の無い話ばかりを優先している先生がいる。

まとめにかえて

この活動をやってきて一番難しかったことは、一つの意見を様々な観点から見て、まとめることでした。

この1年間、私たち川崎市子ども会議は、市長さんへの提言書提出に向けて、様々な活動をやってきました。ここにある提言書は、川崎市の子どもたちみんなの意見として受け止めていただき、実現することができるとを願っています。

来年度の子ども会議では、もっと多くの子どもたちと意見交換をして、市内の子どもたちの意見を取りまとめ、みんなの意見がより一層生かされるように努力しようと思います。これからもよろしくお願いします。

★提言書作成時に子どもの中心となり活動した委員の高梨晃宏さんへ一問一答！

Q 1年間、どのくらいの年齢層の子どもたちが話し合いに参加していた？

A 大体、12～18歳と結構広いです。

Q 意見をとりまとめる過程で苦労したこと・むずかしかったことは？

A 苦労は個人的な意見と、川崎市全体に言える意見とを分けて、更に提言書として、おかしくないように文にまとめる事でした。

Q 1年間活動をしてきての感想をお願いします！

A 第一声は『楽しかった』です。いろいろ、重要な事やってきたはずなんですが、皆でわいわいと話しながらやって来たので、自分はすごい事をやったという実感はないです。でも、こんな風に楽しくやってこれたのは事務局の人達のお陰だと思います。もし、事務局の人にいろいろお膳立てしてもらわなかったら、ただの話し合いだけで、終わっていたと思いました。

韓国の子どもの権利

韓国の人権教育研究学校における人権教育の現状

金 炯 旭 (早稲田大学大学院)

韓国においては、歴史的・文化的に、子どもは、権利行使の主体としてよりも、保護・指導の対象として認識されてきた。それゆえ、学校で子どもが自分たちの問題に直接に参加したり、決定のプロセスに意見表明したりする実践はほとんど見られなかった。

21世紀が「新子どもの世紀」と言われる中、韓国では、人権という価値と理念に基づいて設立された国家人権委員会を中心に、人権文化の普及のため、多様な政策が進められるようになった。

中でも、人権に関する認識を社会全般に広め、実践していくためには、法的・制度的整備よりも人権教育が必要であるということで、韓国の国家人権委員会は、人権教育の今後のあり方を模索するために、五つの初等学校を研究学校として指定することになった。それが人権教育研究学校である。この研究学校は、国連の人権教育の発展計画(1995—2004)の最優先の課題であり、子どもの権利条約第29条の保障に関する教育政策の勧告にも基づく。これは、学校での人権尊重の意識と権利侵害状況の改善、人権教育関連参加プログラム開発、地域社会・市民団体と共にするという方向を目指している。この事業の目的は、参加型教育方法を通じて各学校の実状に応じた人権教育の機会を提供し、民主的・自律的な人権教育の基盤を整備することである。

■教育課程における人権教育

韓国の教育課程は、①教科活動②特別活動③裁量活動(総合的な学習の時間に相当)に分けられる。それぞれにおいて、次のような、人権を尊重する教育が意図された。

- ①教科活動——教科活動の内容から人権要素を掘り出し、人権についての教育を行う。なお、この活動においては子どもの自発的な参加が促進されるよう努める。
- ②特別活動——自治活動を通じて人権意識を高めるために、子ども主体で学級行事の企画と実行を行う。また、子どもの人権についてのディスカッションを行なう。
- ③裁量活動——学校によって人権教育に関する活動時間の差はあるが、月2～4時間で、各々の人権領域に関する学習(例—自我尊重、相互理解、権利と義務、生命尊重等)を展開する。

■人権感覚を育むための活動

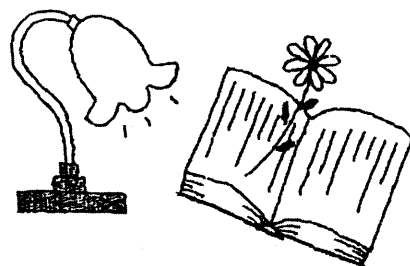
人権作品の発表大会、ビデオ感想など様々な人権体験活動が実施される一方、子ども・保護者を対象として、家庭・学校における人権侵害に関する人権相談室もまた運営されている。また、今回の研究学校の中では、校内の人権的状况に対する討論の場として「人権仲裁委員会」の活動を試みたところもある。しかし、このような事業が制度化されていないため、子どもの意見が学校運営に反映されるような条件を整備する必要がある。今後、人権相談室と人権仲裁委員会が、子どもの権利救済システムとして発展することが望まれる。

■人権教育研究学校の今後の課題

第一に、前述した、「人権教育のための国際連合10年」では、人権教育を「人権のため・人権として・人権について・人権を通じて」の四つの側面から説明し、人権教育は、狭義の意味での人権についての学習より、人権を通じての教育・人権のための教育が目指さなければならない、とされている。しかし、研究学校は「人権についての教育」が他より優先されているように思われる。

第二に、研究学校は、行政主導で出発しているため、研究学校は、教師の意識改革よりも、「評価されるための成果」をあげるべく、国家人権委員会のマニュアルを基本にその範囲内で運営を試みることに終始し、子どもの主体的な活動は「後回し」になっている。

今後、現場がどのような展開をみせるのか。そこでの問題は何か。子どもを権利の主体として捉える視点からの調査・分析が求められている。



男子自立援助ホーム～カリヨンとびらの家～を開設する (2005.4.15)

前田 信 一 (カリヨン子どもセンター・カリヨンとびらの家ホーム長)

2004年6月にカリヨン子どもの家(子どものシェルター)が開設されました。約一年の活動の中で、「子どもたちを長期に自立支援できる自立援助ホームが欲しい」という願いが実現しました。4月13日に自立援助ホーム立ち上げの関係書類を提出し、4月15日開設ということで書類が受理されました。4月17日には、子どもの家で約2ヶ月以上生活していたK君が入居しました。カリヨンとびらの家が国上市で活動を開始しました。職員も、細野正人28歳、平野梓24歳の3名で自立支援を行います。男子としての自立援助ホームの活動が開始されました。

シェルターから自立援助ホーム誕生まで

昨年6月からの子どもの家の活動の中で、現在まで、男女合わせて約25名の子どもたちがくらしその後、児童養護施設や自立援助ホーム、母子施設、住み込み就職、アパートを借りて就職、家庭の調整をした後の家庭復帰などしている。

この間男子は約10名くらしした。13歳から20歳の人たちであるが、入居の理由は4名が家庭での問題(虐待)で、他の6名は施設でのくらしの経験者で仕事を辞めて住む場所がない状況で子どもの家の入居になっている。15歳以上の人は、8名となっている。入居期間は3日から4ヶ月で、住み込みの就職を捜さなければならない人は6名であった。

子どもの家を巣立って行っても再度、仕事を離職して住む場所がなくなっている状況である。子どもの家のシェルター機能では、再度の受け入れが満員状況等の理由で入居ができない状況である。弁護士・スタッフのアドバイスなどで、自力で再度住み込みの就職を捜したりしている状況である。原則1ヶ月の入居期間のシェルター機能の中では、子どもたちに対しての十分な自立支援を提供するには、おのずから限界があった。

子どもの家活動開始当初の理事会から、自立援助ホームの機能が必要であることは認識されていたが、子どもの家の開設及びその運営に全力をあげることになった。12月頃の理事会で、理事の3名で自立援助ホーム設立に向けての情報収集など準備に向けての取り組みをするということになった。今年になりホーム開設に向けての物件探し、都庁にて自立援助ホームの仕組みを聞く、あすなろ荘に見学・研修に行き実際の自立援助ホームの運営の状況を学習してくる。2月の理事会で5月から6月に向けて自立援助ホーム開設の準備が始まった。物件探し平湯弁護士・申請書などの作成及び東京都の調整及び交渉を飯島副理事・私が運営にあたっての職員採

用やハード面及びソフト面の担当ということで準備が急ピッチで進められた。3月理事会で定款の変更を行い自立援助4月1日ホームの職員の採用、物件の確保及び改修の手配、申請書類の提出を13日に行い申請が受理され、4月15日から自立援助ホームの開設が認められた。

とびらの家活動開始

「とびらの家」の名称は、もがれた翼の中で、今後開設されるであろう(願いが込められていた)自立援助ホームの名称で劇で使われていました。閉ざされているとびらに対し、救いを求めてくれば何時でも開かれる「とびらの家」という趣旨の敬称です。

とびらの家の運営は、NPOカリヨン子どもセンター定款に定める目的により、中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した子ども及び人に生活の援助等を行うことで社会的に自立するよう援助をする。また、法的な援助を要し他の機関において保護等の支援を受けられず居住場所を定めることが困難あるいは他者からの隔離や避難等が必要で、入居を希望する者に一時的に住居を提供し自立するよう援助することを目的としている。中学卒業後、児童養護施設等を退所し、就職をするおおむね15歳から18歳の子どもで、自立のための援助を必要とする人及び、カリヨン子どもセンターにおいて入居が必要であると認めた者としている。

カリヨンの活動の原点「大丈夫。一緒に考えよう。あなたは大切な人」を生かしながら子どもたちに対しての自立支援をこれまで以上に充実させていきたいとの強い決意でいます。自立援助ホームとびらの家職員3名で力をあわせながら今後頑張っていきたいです。

自立援助ホームの人件費は東京都の補助金が出ますが、運営費の全てはカリヨン子どもセンターの方からになります。これまで以上に皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第11回

安部 芳絵 (子どもの参加ファシリテーター)

【第14条 (思想・良心・宗教の自由)】

あなたはトンカツ、好き？今日の給食のおかずがトンカツだったでしょう。「ラッキー！」と思う人もいれば、「困ったなあ」と思う人もいると思う。困ってしまった人は、単にトンカツが苦手なのかもしれないし、アレルギーかもしれない。もしかすると宗教上の理由で豚肉を食べることができないのかもしれない。

イスラム教の人は豚肉を食べることができないし、ベジタリアンの人は肉や魚が食べれない。宗教などの理由で食べられないものが給食にだされた場合は、無理に食べなくていいんだよ。それは、みんなの宗教や信じていること、考えなどが大切にされる、ということが14条で決められているからなんだ。

宗教や信じていることといってもピンとこない人もいるかもしれない。子どもは何を信じてもいいし、考えてもいい。そして何を信じなくてもいい。あなたがどの宗教を信仰するか（もしくはどれも信仰しないか）、どんな考え方をもつか、いきなり問われても困ってしまうかもしれない。でも、保護者があなたにとって一番いい方法でわかりやすくアドバイスをしてくれたら、助かるんじゃないかな。だから国は保護者が宗教などについてアドバイスできるように応援しなければいけない。もちろん保護者の宗教を子どもに強制することはできないんだ。12条にあったように、子どもの意見はきちんと聞いてほしい。

忘れてはいけないのは、何を信じてもいいし、何を考えてもいいんだけど、それを伝えることで他の人の権利を傷つけたりしてはもちろんいけないってこと。14条で決められている思想・良心・宗教の自由は法律でのみ制限されることがある。

神戸の工業高等専門学校では、ある宗教を信仰していた子が、その宗教にもとづいて剣道の実技を拒否したことがあった。拒否したことで、その子は退学になってしまったんだけどこれは変だね。この子が宗教を信仰することは大切にされなきゃいけない。学校は、宗教上の理由で授業に出れない場合は、他の授業で振替ができるような工夫をしてほしい。

自分のことを大切にされるとなんだか心があたたかくなる。自分の宗教や信じていること、考えも大切にされるとうれしい。ひとりひとりの信じている宗教や考えがたとえ異なっても、それぞれの「ちがひ」を大切にできれば、どうだろう？みんなが手をつないで、笑いあえる地球ができるかもしれない。

【第15条 (結社・集会の自由)】

自分が「こうかなあ」と思ったことと、同じ考えの人を見つけたら、みんなはどう感じるかな。ちょっとうれしくなっ

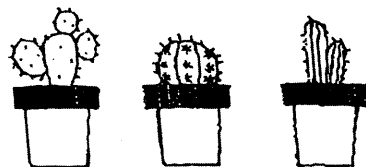
て、好きな友達がいたら一緒にチームをつくることができるかもしれない。そんなときにも子どもの権利条約はみんなを応援してくれるんだ。

条約15条では、子どもがチームをつくったり集会をする自由があることを定めている。この自由を制限できるのは、国の安全やみんなの健康、他の人の権利をないがしろにしてしまう場合だけで、しかも法律で決められているものだけだよ。だから、学校の中で何かのグループをつくったりして、先生から「校則に書いてあるからやめなさい」といわれるのはちょっと変なんだ（校則は法律じゃないからね）。

どうして子どもがチームをつくったりするのを条約は応援するんだろう？それは、チームをつくり運営していく過程で市民のひとりとしてとても大事なことを身に付けられるからなんだ。ダンスのチームをつくった場合、練習をいつにするのか、どこでするのかなどメンバーで話し合うことがたくさんでくる。場所を借りるときは、公民館やスタジオ、児童館などいろんな場所に「使用許可」の申し込みをしなければならぬかもしれない。練習で家に帰るのが遅くなる場合は親に説明することも必要になってくる。やりたいことを実現するのは結構めんどろだったりするよね。でもその「めんどろ」な時間が、みんなに力を与えてくれる。それは相手に自分の伝えたいことを伝える力やおとなと交渉する力だったり、責任を果たせる力だったりする。

子どもとして社会に生きていく上でもこれらの力は必要だけど、おとなになるともっと重要になってくる。おとなは仕事をしたり、子どもよりも活動範囲が広がるから、いろんな人と係る機会が増える。そこで伝えたり、誰かと一緒に何かをやることのできる力は、きつとないよりもあった方がいい。

ところで、実際にチームをつくっている子どもたちに聞いてみると、困っていることがいくつかある。それは、場所、時間、お金そして支えてくれるおとながいらないこと。いつも集まれる場所があると安心できる。学校の授業があっても、大事な大会のときは欠席してもいいように、先生は応援してほしい。お金がないから無料で使える場所や、道具の貸し出しがあるととても助かるし、子どもだけではうまくいかないときに、相談にのってくれたり話を聴いてくれるおとながいるとうれしい。子どもたちを助けられるように、国や自治体、学校や地域はもっともっとがんばってほしいね。



子どもの権利条約ネットワークイベント2005年

～18歳以下の子どもだけで企画を作る、
子どもの権利条約ネットワーク恒例のこどもの日イベント～

自分が変われば世界が変わる

問題：なりたい自分になるにはどうすればイイ？

何か「やりたい」・何か「知りたい」・誰かと「出会いたい」子どもに向けての5時間の特別プログラム。
ここで「なりたい自分になる」はじめての一步を踏み出そう！

■STEP1：輝いている人の話を聞く！

アート、メディア、社会活動など色んな分野で活躍する10代がゲストで登場！それぞれの「活動」と、その「きっかけ」を聞いてみよう★

■STEP2：情報を編集する！

ゲストの話をヒントに、「なりたい自分になるための方法」をグループに分かれて話し合ってみよう。子どもも大人も関係なく、一つのテーブルを囲んでのラウンドテーブル。色んな年齢・地域から集まった初対面同士で話すから新鮮★

■STEP3：仲間をみつける！

自分なりに考えたことを、ゲームと通じて色んな人に話してみよう。思いがけない「出会い」があるかも??

◆今回の企画者◆・・・ 石川麻子さん（16歳） 島森亜紗子さん（18歳） 山浦彬仁さん（18歳）・・・

日時：2005年5月5日（木）午後1時半～午後5時（受付開始 午後1時）

場所：国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟501号室
（小田急線「参宮橋駅」徒歩7分 千代田線「代々木公園駅」徒歩10分）

参加費：【おとな】一般：1000円 会員：800円 【子ども】無料!!

*受付時に入会されれば、会員料金でOKです。

その他、書籍販売などいろいろあります！

★お問い合わせは、子どもの権利条約ネットワーク事務所〔毎週火・金曜日、午後12時～5時〕まで御連絡ください

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F TEL・FAX 03-3470-0744

E-mail: ncrs@abeam.ocn.ne.jp ●URL: <http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）
小学校高学年～中学生向／全6巻
各48ページ／A4変型判／オールカラー
揃定価17,640円（揃本体16,800円）
各巻定価2,940円（本体2,800円）



- 1巻 “自分をたいせつに”からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社
〒160-8565
東京都新宿区大京町22-1
フリーダイヤルFAX
0120-536188
電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.79

2005年4月20日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

Eメール ncrs@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント